ワーケーションふくやま推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，備後圏域外の企業・団体若しくは人材がワーケーションふくやま推進事業を実施する際の経費又はこのような企業等を本市へ誘致する際の経費の一部を補助することについて，福山市補助金交付規則（昭和４１年規則第１７号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 備後圏域　広島県及び岡山県に所在する６市２町（福山市，三原市，尾道市，府中市，世羅町，神石高原町，笠岡市及び井原市）をいう。

(2) 圏域外企業等　備後圏域外に所在する企業・団体又は備後圏域外に居住し，働く被雇用者，個人事業主その他働くことにより収入を得ている個人をいう。

(3) ワーケーションふくやま推進事業　圏域外企業等が一定期間，本市を拠点に働くこと・暮らすことの魅力を体験する中で，市内企業や地域との「コミュニケーション」や，それを通じた「イノベーション」の創出に取り組むことをいう。

(4) 宿泊施設　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の許可を受けて旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業を行う施設又は住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）第３条第１項の届出をして住宅宿泊事業を営む施設をいう。ただし，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設を除く。

(5) 旅行業者等　旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条の登録を受けて，第一種旅行業務，第二種旅行業務，第三種旅行業務，地域限定旅行業務又は旅行業者代理業を営む者をいう。

（補助対象者）

第３条　ワーケーションふくやま推進事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は，次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 圏域外企業等であって，ワーケーションふくやま推進事業を実施しようとするもの

(2) 本市に所在する宿泊施設を営む者であって，ワーケーションふくやま推進事業を組み込んだ宿泊プランを造成しようとするもの

　(3) 旅行業者等であって，ワーケーションふくやま推進事業を組み込んだ企画旅行を実施しようとするもの

(4) その他市長が特に必要があると認める者

（補助対象期間）

第４条　補助の対象期間は，２０２２年（令和４年）６月１日から２０２３年（令和５年）２月２８日までとする。

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は，ワーケーションふくやま推進事業に要する経費のうち，別表に定めるものとする。

２　補助対象経費には，消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は，補助対象経費（国，県，市その他の団体が実施する他の制度の補助を受けている場合は，その額を控除した額）の２分の１以内とし，１，０００円未満の端数は切り捨てるものとする。

２　前項の額が５００，０００円を超える場合は，これを上限とする。

３　前項の規定にかかわらず，ワーケーションふくやま推進事業で本市を訪れる者１人当たりの補助金の額は１００，０００円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，「補助金交付申請書」（様式第１号）に「事業計画書」（様式第２号），「収支予算書」（様式第３号）及び次の各号に掲げる必要書類を添えて，市長に提出するものとする。

(1) 補助対象者のうち第３条第１号に掲げる者にあっては，備後圏域外に所在又は居住していることを証する書類又はその写し

(2) 補助対象者のうち第３条第２号及び第３号に掲げる者であって，本市に納税義務があるものについては，市税の完納証明書又はその写し

(3) 補助対象者のうち第３条第２号及び第３号に掲げる者であって，本市に納税義務がないものについては，その旨を申し立てる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

２　補助金の交付申請の単位は，ワーケーションふくやま推進事業の取組ごととする。

３　第９条第１項の規定による補助金の交付決定を別に受けている者は，交付申請を行うことはできないものとする。

（交付基準）

第８条　補助金交付決定に係る基準は，次に掲げるとおりとする。

　(1) ワーケーションふくやま推進事業の内容が，ワーク（仕事）だけでなく，本市の魅力を体験できるバケーション（休暇）の要素を含んだものであること。

(2) ワーケーションふくやま推進事業の取組が，補助対象期間に新たに開始又は拡充するものであり，かつ，地域の活性化や課題解決につながると期待できるものであること。

(3) 市内の企業・団体との「コミュニケーション」や，それを通じた「イノベーション」創出の機会が確保されていること。

　(4) 補助対象期間後も，市内の企業・団体と圏域外企業等との交流の継続が期待できること。

（補助金の交付決定）

第９条　市長は，第７条第１項の規定による補助金の交付申請があったときは，その審査を行い，第８条各号に定める交付基準をすべて満たすと認めた場合は予算の範囲内で交付決定を行い，「補助金交付決定通知書」（様式第４号）により速やかに申請者に通知するものとする。

２　市長は，前項の補助金の交付決定を行う際に，補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができるものとする。

（責務等）

第１０条　前条第１項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は，次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 市長の求めに応じて，ワーケーションふくやま推進事業の進捗を報告すること。

(2) 本市のホームページやＳＮＳ，広報誌その他の情報媒体を活用したワーケーションふくやま推進事業の事例のＰＲに協力すること。

（3）新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じること。

２　市長は，福山市補助金交付規則第１４条第１項に定めるもののほか，補助金交付決定者が前項に掲げる事項を行わない場合は，交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（事業計画等変更の申請）

第１１条　補助金交付決定者は，申請書に記載した事項を変更するときは，あらかじめ「事業計画変更・中止・廃止・承認申請書」（様式第５号）に「変更収支予算書」（様式第６号）を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし，事業内容の変更がなく，かつ，補助対象経費の２０パーセント以内で増減する場合は，この限りではない。

２　計画の変更により補助対象経費が減額となった場合，市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。

３　計画の変更により補助対象経費が増額となった場合，補助金の額は，当初交付決定額を上限とする。

　（事業の中止又は廃止）

第１２条　補助金交付決定者は，補助対象事業を中止又は廃止する場合においては，あらかじめ「事業計画変更・中止・廃止・承認申請書」（様式第５号）を市長に提出し，承認を受けなければならない。この場合において，市長は，補助金交付決定を取り消すものとする。

（事業報告書の提出及び補助金の請求）

第１３条　補助金交付決定者は，補助事業が完了したときは，その日から起算して３０日以内又は２０２３年（令和５年）３月７日のいずれか早い日までに，「事業報告書」（様式第７号）及び「収支決算書」（様式第８号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

1. 補助対象経費の領収書等の写し
2. 事業内容や実施状況を確認できる記録等の資料（写真等）

(3) その他市長が必要とする書類

２　市長は，前項の規定により提出された事業報告書について，その内容を審査し，適合すると認めるときは，「補助金交付額確定通知書」（様式第９号）により，補助金交付決定者に通知するものとする。

３　補助金交付決定者は，前項の通知を受けたときは，速やかに補助金交付に関する請求書を市長に提出しなければならない。

　（補助金の返還）

第１４条　市長は，補助金交付決定者が偽りその他不正により補助金の交付を受けたときは，その者から本補助金を返還させることができる。

（雑則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか，この要綱の施行について必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，２０２０年（令和２年）１１月２７日から施行し，同年１０月１日以後に要した補助対象経費について適用する。

　　附　則

この要綱は，２０２１年（令和３年）７月２０日から施行する。

　　附　則

この要綱は，２０２２年（令和４年）６月１日から施行する。

別表（第５条第１項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費 | 内容 |
| 交通費 | 鉄道等の公共交通運賃及び自動車等利用時の燃料費，高速道路等使用料，レンタカー代等の移動に要する経費 |
| 滞在費 | 市内の宿泊施設に宿泊する経費 |
| 短期的に賃貸住宅等を借り上げるために要する経費 |
| 移転費 | 引越し代等の滞在のための移転に要する経費 |
| オフィス利用料 | コワーキングスペースやサテライトオフィスの利用料 |
| その他市長が対象経費として適当と認める経費 | 上記のほか，ワーケーションふくやま推進事業を実施するために，特に必要と認められる経費 |